

耐震基準って何？
「旧耐震基準」と「新耐震基準」の2種類見かけるけど…

地震に耐えるための建物の基準で、昭和56年5月31日までに着工された「旧耐震基準」の建物は、**震度5程度までの地震に耐えうる設計**です
昭和56年6月1日以降に着工された「新耐震基準」の建物は、**震度5強なら軽微な損傷で済み、震度6強でも即座に倒壊しない設計**です



「旧耐震基準」の建物で、震度6とか震度7に耐えられるか心配だという方がいるんじゃないでしょうか？



はい。そこで、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断や耐震改修を行う方に対して、費用の一部を助成することにしました

**8月1日月から
受付開始**

耐震基準。大きな地震が発生した時によく聞く言葉ですよね。
皆さんは、自分が所有する建物が、どの程度の地震に耐えられるか把握していますか？
4月に発生した熊本地震を受けて、岩見沢市でも熊本と同様な活断層による地震が考えられることから、市民の皆さんの安全と安心を守るために新たな助成制度をつくりました。

あなたの家 大丈夫？

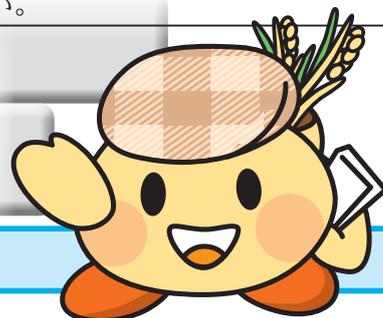
岩見沢市木造住宅耐震改修等助成事業



	耐震診断	耐震改修
対象住宅	次の全てに該当する住宅 ●市内にある木造住宅（戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅）で、岩見沢市民が居住している ●昭和56年5月31日以前に着工された ●地上階数が3以下で、木造部分は階数が2以下 ●柱、はりなどの構造耐力上主要な部分が木造軸組工法（在来工法）で造られた ●建築基準法その他関係法令に違反がない	※耐震診断により、地震に対し、倒壊、崩壊する危険性がある、または高いと判断され、市内に本社があり、建設業の許可（建築工事業）を取得している業者に工事を依頼するものに限る。 左記の耐震診断以外でも対象となるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。
対象者	市内の木造住宅の所有者で、市税等に滞納がないこと	
助成額	耐震診断に要する費用の80%（1,000円未満切り捨て）で、上限4万円	耐震改修設計費を含めた耐震改修工事に要する費用の40%（1,000円未満切り捨て）で、上限100万円 ※今年度は、特例措置として岩見沢市に住民登録のある方に限り、プレミアム建設券のプレミアム相当額（上限15万円）を加算します。

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

耐震診断と耐震改修の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化の促進、地震に強いまちづくりにつながるということですね！
まずは、皆さんの持っている住宅が、どれだけの耐震性能があるのかを把握することから始めましょう！



申請・問合せ先 市建築課建築指導係